| | |
|---|---|
| は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型記録関連運営管理機関等が同法第二十七条第一項の規定による通知をするために必要な情報を提供している場合<br>［七・八　略］<br>九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合<br>［イ～ニ　略］<br>2<br>［略］ | は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十三条に規定する企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型記録関連運営管理機関等が同法第二十七条に規定する通知をするために必要な情報を提供している場合<br>［七・八　同上］<br>九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合<br>［イ～ニ　同上］<br>2<br>［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この府令は、令和四年十月一日から施行する。